

おかやま働き方改革推進応援金交付要綱

(通則)

第1条 おかやま働き方改革推進応援金（以下「応援金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この応援金は、厚生労働省の「令和8年度働き方改革推進支援助成金」（以下「国の助成金」という。）を活用のうえ、テレワーク制度や勤務間インターバル制度の導入を通じた誰もが働きやすい職場環境整備に取り組む県内中小企業者に応援金を交付することにより、人手不足、物価高騰が続く中、県内中小企業者が生産性向上によって賃上げの原資を生み出す好循環を加速させることを目的とする。

(対象事業者)

第3条 この応援金の交付対象となる事業者は、別表第一の要件を満たすものとする。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、別表第二のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者（以下「交付対象事業者」という。）は、「おかやま働き方改革推進応援金交付申請書兼実績報告書兼請求書」（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）により別表第三に掲げる書類を添えて、令和9年1月29日までに、交付申請書の受付を行う委託事業者（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

(実績報告、交付の決定及び額の確定)

第6条 応援金の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条の規定による交付申請書を事務局経由で知事へ提出することにより、当該実績報告があったものとみなす。

- 2 応援金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定によるこの応援金の交付決定により、当該応援金の額の確定を行ったものとみなす。
- 3 知事は、交付申請書を受理したときは、規則第5条及び第14条に基づきその内容を審査し、適正と認めたときは応援金の交付を決定の上、応援金の額を確定し、おかやま働き方改革推進応援金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により通知する。
- 4 交付対象事業者がこの応援金の交付を受けようとする場合における規則第16条第1項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは「第5条」とする。

(応援金の不交付)

第7条 知事は、応援金を交付しないことと決定したときは、おかやま働き方改革推進応援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請書を提出した交付対象事業者に対し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付対象事業者は、第6条第3項の応援金の交付決定を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第9条 交付対象事業者は、第6条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(応援金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、応援金の交付を受けたものが、次に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、応援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命ずることができる。

- 一 この要綱の規定に違反したとき。
- 二 交付対象要件に該当しない事実が発覚したとき。
- 三 交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- 四 この応援金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金との重複受給等が判明したとき。
- 五 その他不正の行為があると認められたとき。

2 前項の応援金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(調査等)

第11条 知事は、応援金の交付に関して、必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。

- 2 知事は、応援金の交付に関して必要があると認めるときは、国の助成金の交付状況について、岡山労働局に対し確認を行うものとする。
- 3 交付対象事業者は、前2項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(帳簿の備付等)

第12条 交付対象事業者は、応援金に係る経理について、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の帳簿及び応援金の経理に係る証拠書類を、応援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱で定めるもののほか、応援金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和8年3月31日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和8年4月13日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和8年9月2日から施行する。

別表第一 対象事業者（第3条関係）

対象事業者の要件
(1) 国の助成金のうち、次のいずれかのコースを岡山労働局長に申請し、令和9年1月15日までに支給決定通知を受け、かつ岡山県内に事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項で定義される中小企業者であること。 ・業種別課題対応コース ・労働時間短縮・年休促進支援コース ・勤務間インターバル導入コース (2) 令和8年4月1日以前に創業又は開業した中小企業者 (3) 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ・役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者 ・役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者 ・役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 ・暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。 (6) 県税に未納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。） (7) 申請時において岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。 (8) 申請時において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てを行っていないこと。 (9) 過去1年間に労働関係法令に違反していないこと。 (10) 国の人材確保等支援助成金（テレワークコース）などテレワーク制度導入に係る国や自治体の助成を受けたことがないこと。

別表第二 応援金の額（第4条関係）

対象となる取組	応援金の額	要 件
① テレワーク制度導入	50万円	次のいずれも満たしていること。 ・ 知事が定めた日以降に新たにテレワーク制度を導入していること。 ・ 1人以上の労働者を対象とすること。
② 勤務間インターバル制度導入加算 ※①の応援金の額に加算	20万円	次のいずれも満たしていること。 ・ 知事が定めた日以降に新たに勤務間インターバル制度を導入していること。 ・ 対象事業場に所属する労働者の1／4を超える労働者を対象とすること。 ・ 国の助成金の勤務間インターバル導入コースなど勤務間インターバル制度導入に係る国や自治体の助成、又は、国の助成金の業種別課題対応コースにおいて勤務間インターバルを成果目標とした助成を申請していないこと。

別表第三 交付の申請（第5条関係）

交付申請書に添付する書類
(1) 直近1期分の決算書の写し (2) 県税に滞納がないことの証明ができる書類（県税の完納証明） (3) 誓約書（暴力団排除関係） (4) 国の助成金の交付申請書、事業実施計画及びそれに添付する書類の写し (5) 国の助成金の事業実施結果報告書及びそれに添付する書類の写し (6) 国の助成金の交付額確定通知書の写し (7) テレワーク勤務に関する制度を規定していることが確認できるもの （就業規則等の写し等） ※ 国の助成金の事業実施結果報告書に添付する書類の写しに就業規則を添付している場合は省略が可能。 (8) 勤務間インターバル制度導入加算を申請する場合は、勤務間インターバルに関する制度を規定していることが確認できるもの（就業規則等の写し等） ※ 国の助成金の事業実施結果報告書に添付する書類の写しやテレワーク勤務に関する制度を規定していることが確認できるものに就業規則を添付している場合は省略が可能。 (9) 労働者がテレワークや勤務間インターバルを実施しやすい職場風土づくりの取組を確認できるもの (10) 働きやすい職場環境づくりに関するアンケート (11) 会社案内（会社のホームページが無い場合）

様式第1号 (第5条関係)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

(申請事業者)
所在地 〒 -

名 称	役職
代表者	氏名

おかやま働き方改革推進応援金交付申請書兼実績報告書兼請求書

おかやま働き方改革推進応援金の交付を受けたいので、おかやま働き方改革推進
応援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請内容	応援金交付申請及び実績報告及び 請求額		金	万円
	加算要件の該当有無 要件を満たす場合は☑を 記入してください。	☐ 勤務間インターバル制度導入加算		
振込先	振込先は、国の働き方改革推進支援助成金の交付申請書に記載した口座と同じ口座をご記入ください。			
	金融機関名	銀行 支店		
	預金種別	いずれかに☑を記入してください。 ☐ 普通 ☐ 当座		口座番号：
	(カタカナ) 口座名義			

発行責任者及び担当者

区分	所属	職名	氏名	連絡先電話番号
発行責任者				
担当者				
担当者の E-mail				

- ・発行責任者：代表取締役、営業所長など請求書を発行するにあたり責任を有する者
- ・担当者：本件に関する事務を担当する者
※発行責任者と担当者は同一人物でも可
- ・担当者に職名がない場合は「職名なし」と記載してください。

管理番号 (職員使用欄)	
-----------------	--

様式第 1 号 別紙 1

おかやま働き方改革推進応援金申請企業情報及び事業取組状況

令和 年 月 日現在

1 申請企業情報

法人番号 (個人事業主等の場合は除く)			
主たる業種		資本金額	
代表者氏名		代表者の 生年月日	
企業ホームページ URL			
企業全体で常時雇用する労働者数		人	
対象事業場箇所数		箇所	
対象事業場が常時雇用する労働者数		人	

2 事業取組状況

- (1) テレワーク制度に係る就業規則等の規定の整備を完了した日
施行日 令和 年 月 日
- (2) 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土づくりの取組の内容
実施日 令和 年 月 日
(実施内容：)
- 〈勤務間インターバル制度導入加算を申請した場合〉
- (3) 勤務間インターバル制度に係る就業規則等の規定の整備を完了した日
施行日 令和 年 月 日
- (4) 労働者が勤務間インターバルを実施しやすい職場風土づくりの取組の内容
実施日 令和 年 月 日
(実施内容：)

3 国等からの補助金や助成金等の受給の有無

- ☐ 無
- ☐ 有 (名称：)
- ※補助対象外となる場合や併給調整が必要となる場合があります。

指定対象事業場一覧

	事業場名	所在地	常時使用する労働者の数	テレワーク制度の導入		勤務間インターバル制度の導入 ※勤務間インターバル制度導入加算を申請する場合にご記入ください。						
				対象となる労働者の数	導入率	目標とする勤務間インターバルの時間数	対象となる労働者の数	導入率				
記入例	△△△△△	〒××××-×××× 岡山県○○○▽-▽	合計	30人	合計	18人	60.0%	11時間	0分	合計	20人	66.7%
			男性	15人	男性	8人	53.3%			男性	10人	66.7%
			女性	15人	女性	10人	66.7%			女性	10人	66.7%
1		〒	合計	人	合計	人	%	0時間	0分	合計	人	%
			男性	人	男性	人	%			男性	人	%
			女性	人	女性	人	%			女性	人	%
2		〒	合計	人	合計	人	%	0時間	0分	合計	人	%
			男性	人	男性	人	%			男性	人	%
			女性	人	女性	人	%			女性	人	%
3		〒	合計	人	合計	人	%	0時間	0分	合計	人	%
			男性	人	男性	人	%			男性	人	%
			女性	人	女性	人	%			女性	人	%
4		〒	合計	人	合計	人	%	0時間	0分	合計	人	%
			男性	人	男性	人	%			男性	人	%
			女性	人	女性	人	%			女性	人	%
5		〒	合計	人	合計	人	%	0時間	0分	合計	人	%
			男性	人	男性	人	%			男性	人	%
			女性	人	女性	人	%			女性	人	%

- (備考)
- ・テレワーク制度の導入の対象となる労働者の数が1人以上になること。
 - ・勤務間インターバル制度の導入率は25%を超えること。

令和 年 月 日

岡山県知事 様

申請者
所在地 〒

名称
代表者氏名

交付要件の確認書兼同意書

おかやま働き方改革推進応援金交付要綱第 5 条の規定に基づく交付の申請にあたり、次の交付要件をすべて満たしています。また、次の同意事項について、すべて同意します。

記

1 交付要件の確認事項

- (1) 次のいずれにも該当しません。（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (2) 県税に滞納はありません。（証明書を添付）
- (3) 県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団構成員等ではありません。（証明書を添付）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていません。

- (5) 申請時において岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていません。
- (6) 申請時において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てを行っていません。
- (7) 過去1年間に労働関係法令に違反していません。
- (8) おかやま働き方改革推進応援金交付要綱等を確認し、すべての交付要件を満たしているとともに、申請書類等の内容に虚偽や不正等はありません。
- (9) テレワーク制度については、（知事が指定した日）以前に一度も導入したことはありません。
- (10) 〈勤務間インターバル制度導入加算を申請する場合〉
勤務間インターバル制度については、（知事が指定した日）以前に一度も導入したことはありません。

2 同意事項

- (1) この申請書の記載内容について、県がこの応援金の事務を行うため国（岡山労働局）に照会・確認すること。
- (2) 応援金の申請に係る証拠書類を応援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間するとともに、県から追加書類の提出や調査、報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- (3) 書類の不備等があり、申請者が必要な書類の提出又は関係書類の補正等について、県が示した期限までに是正に応じない場合や連絡が取れない場合は、申請が取り下げられたものとみなすこと。
- (4) 県が実施する働きやすい職場環境づくり促進に係る事業等に協力すること。
- (5) 働きやすい職場環境づくりに関するアンケートの内容を未記名で公表すること。

岡山県指令産企第 号

申請者の名称(屋号)又は氏名

おかやま働き方改革推進応援金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったおかやま働き方改革推進応援金については、次のとおり交付を決定したので、おかやま働き方改革推進応援金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

- | | | | |
|---|-------|--------------|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 支払方法 | 申請書記載の口座への振込 | |

様式第3号（第7条関係）

労 第 号
令和 年 月 日

岡山県知事

おかやま働き方改革推進応援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったおかやま働き方改革推進応援金については、次のとおり不交付を決定したので、おかやま働き方改革推進応援金交付要綱第7条の規定により通知します。